

令和6年那審第3号

裁 決
漁船A爆発事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和2年11月7日13時30分

沖縄県那覇港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 6.6トン

登 録 長 13.80メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 ３６７キロワット

３ 事実の経過

(1) 設備等

Aは、船体の船尾寄りに操舵室を設け、その下部に船室を備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、操舵室前部中央に舵輪、舵輪左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機、同右舷側に磁気コンパスを装備していた。

操舵室には、船尾側に甲板へ通じる縦１６０センチメートル（以下「センチ」という。）横５７センチの出入口（以下「A出入口」という。）、同室船首右舷側に縦７２センチ横５０センチの開口部（以下「B開口部」という。）から機関室に降りる階段があり、階段と機関室間の踊り場には、床下にバッテリー、右舷側に縦１２０センチ横５０センチの出入口（以下「C出入口」という。）を配置していた。

機関室には、中央に主機、その船首側に発電機２台及びキャブスタン用電動機、左舷側側壁に清水タンク、船尾右舷側に縦６７センチ横５８センチの出入口（以下「D出入口」という。）、船首側の天井に蓋付きの縦３８センチ横５２センチのハッチ（以下「天井ハッチ」という。）を配置していた。

(2) スプレー式洗浄剤

スプレー式洗浄剤（以下「洗浄剤」という。）は、a受審人が購入し、釣り道具の洗浄に使用していたもので、「火気と高温に注意、高圧ガス、LPG、CO₂、内容量８４０ミリリットル（mL）、第４類第一石油類５８８mL、危険等級Ⅱ、火気厳禁」の記載があり、同製品の安全データシートには、シクロヘキサン等の引火性の化学物質及びスプレー噴射剤としてプロパン等の空気より重い可燃

性ガス（以下「可燃性ガス」という。）が主成分であること及び安全対策として屋外または換気の良い場所でのみ使用することなどが記されていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、令和2年10月25日那覇港新港ふ頭北部の岸壁に右舷付けで係留していた。

a 受審人は、係留中、作業員1人と共に機関室の清掃作業（以下「清掃作業」という。）を行うこととし、機関室換気のために天井ハッチに送風機を設置し、船内電源を遮断したのち、陸上電源から右舷側通路に置いたコードリールを介して給電させ、A出入口、B開口部、C出入口及びD出入口を開放した状態で準備を終え、越えて11月7日10時00分同受審人が洗浄剤を、作業員が掃除機を用いて清掃作業を始め、12時00分休憩のため清掃作業を中断した。

a 受審人は、休憩を終えて清掃作業を再開しようとしたところ、小雨が降り出したため、換気用の送風機を船内に格納し、天井ハッチ、A出入口、B開口部、C出入口及びD出入口を開放し、12時30分自然通風のみの状態で清掃作業を再開した。

清掃作業を再開したとき、a 受審人は、自然通風のみによる換気では可燃性ガスが機関室底部に滞留したままになるおそれがあったが、可燃性ガスが空気よりも軽くてハッチ及び各出入口を開放していれば機関室内に滞留することはないものと思い、送風機を天井ハッチから船内に移動して換気を続けるなど、可燃性ガスに対する安全措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人及び作業員は、清掃作業を続け、a 受審人が主機の船首側で洗浄剤1本を使い切り、作業員がD出入口付近で使

用していた掃除機のスイッチを入れたところ、機関室内に滞留して爆発限界に達していた可燃性ガスに掃除機の稼働時に生じる火花が引火し、Aは、13時30分那覇港浦添北内防波堤灯台から147度（真方位、以下同じ。）1,390メートルの地点において、爆発が生じた。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期であった。

その結果、機関室天井部に圧壊等を生じ、a受審人が両下腿及び両上肢に、作業員が気道及び全身にそれぞれ熱傷を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件爆発は、那覇港において、係留中、機関室内で洗浄剤を使用して清掃する際、可燃性ガスに対する安全措置が不十分で、滞留して爆発限界に達していた可燃性ガスに掃除機の稼働時に生じる火花が引火したことによって発生したものである。

a受審人は、那覇港において、係留中、機関室内で洗浄剤を使用して清掃中、雨が降ってきて送風機による換気を止める場合、可燃性ガスが滞留することのないよう、送風機を天井ハッチから船内に移動して換気続けるなど、可燃性ガスに対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、可燃性ガスが空気よりも軽くてハッチ及び各出入口を開放していれば機関室内に滞留することはないものと思い、可燃性ガスに対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失により、清掃作業を続けて機関室内に滞留して爆発限界に達していた可燃性ガスに掃除機の稼働時に生じる火花が引火し、爆発を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月21日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 丸 田 稔